様式第３号の１（第６条関係）　留意事項（日本人用）

留意事項

【給付対象者、申請・受給者について】

○　定額給付金の給付対象者は、平成21年２月１日（「基準日」といいます。）現在で本村の住民基本台帳に記録されている方（※１）とし、給付額は次のとおりです。

65歳以上の方、18歳以下の方（※２） ：1人当たり20,000円

上記以外の方 ：1人当たり12,000円

　　※１　基準日時点において、日本国内で生活されていた方で、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて本村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

　　※２　それぞれ、昭和19年２月２日以前に出生した方、平成２年２月２日以降に出生した方が該当します。

○　定額給付金の申請を行い、給付を受けるのは、原則として基準日現在での世帯の世帯主となります。

＜世帯主が亡くなられた場合＞

○　基準日以降に世帯主が亡くなられた場合は、新たに当該世帯の世帯主となった方が申請を行うこととなります。また、世帯の分離を行った場合等これによりがたい場合は、基準日現在において当該世帯の世帯構成者だった方のうちから選ばれた方が、申請を行うこととなります。

＜代理による申請＞

○　世帯主に代わって申請等が行えるのは、次のいずれかの方となります。

①　その世帯主の方と同じ世帯の世帯構成者

②　基準日現在で世帯主の方と同一の場所を居住地とし、かつ、生計をともにされていた外国人の方

③　世帯主の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）の方

④　民生委員、自治会長、世帯主の方の親類その他平素から世帯主ご本人の身の回りの世話をしている方で、村長が特に認める方

【申請方法について】

○　申請方法は、次の３種類です。

①　郵送申請方式：申請者（世帯主又はその代理人をいいます。以下同じ。）が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

②　窓口申請方式：申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

③　窓口現金受領方式：申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が当該窓口で現金により給付する方式

○　申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

1. 郵送申請方式 ：３月１８日
2. 窓口申請方式 ：３月１８日
3. 窓口現金受領方式 ：３月１８日

申請期限 ：９月１８日（①の場合は消印有効）

【窓口申請方式の申請方法】

○　記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、村の窓口に提出してください。

○　申請書を提出される際は、次の書類を添付してください（申請書の裏に貼り付けて提出いただくようお願いします。）。

・　申請者の方の公的身分証明書（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等）の写し

・　振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※　受取口座が「水道料、税等の引落又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者又は代理人の名義である場合」は、通帳又はキャッシュカードの写しを添付する必要はありません。

○　受取口座に「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、申請書の「ゆうちょ銀行」の欄にご記入ください。この場合、「記号（５けた）－番号（８けた以内）」の記入となります。現在、ゆうちょ銀行が新しくお知らせしている「支店番号（３けた）－口座番号（７けた）」ではありませんので、ご了承ください。

○　長期間使用していない口座の場合、金融機関の側で口座を閉鎖している可能性があり、振込ができないことがありますので、できる限り平素から使用されている口座をご利用ください。

○　海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【窓口現金受領方式の申請方法】

○　記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、村の窓口に提出してください。

○　窓口での現金での給付は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による給付が困難な方が対象となります。

○　窓口での現金の給付は、４月１５日からと、振込による給付より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。

【村からの問合せについて】

○　申請において不明な点があった場合、村から問合せを行うことがありますが、**ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。**

**もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに村の窓口又は警察にご連絡ください。**

【その他】

○　申請期限までに申請が行われなかった場合、定額給付金の受給を辞退したものとみなします。

○　申請書の不備による振込不能等が原因で、給付ができなかった場合、村が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

○　偽りその他不正の手段により定額給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めるものとします。

○　定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。

○　ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合せください。

国頭村役場総務課

電話：０９８０－４１－２１０１

様式第３号の２（第６条関係）　留意事項（外国人用）

留意事項

【給付対象者、申請・受給者について】

○　定額給付金の給付対象者は、平成21年２月１日（「基準日」といいます。）現在で本村の外国人登録原票に登録されている方（※１）とし、給付額は次のとおりです。

65歳以上の方、18歳以下の方（※２） ：1人当たり20,000円

上記以外の方 ：1人当たり12,000円

　　※１　短期滞在者及び不法滞在者を除きます。

　　※２　それぞれ、昭和19年２月２日以前に出生した方、平成２年２月２日以後に出生した方が該当します。

○　在留期間が平成21年３月１８日から９月１８日までの間に満了する方については、地方入国管理局で在留期間を更新し、居住市町村で外国人登録を変更していただくことが必要となります。

○　外国人の方は、原則としてそれぞれの給付対象者が申請を行い、給付を受けることとなります。

＜給付対象者が亡くなられた場合＞

○　基準日以降に給付対象者が亡くなられた場合は、基準日現在で住民基本台帳又は外国人登録原票に記録・登録のある方で、亡くなられた給付対象者の方の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにしていた方のうちから選ばれた方が、申請を行うこととなります。

＜代理による申請＞

○　給付対象者に代わって申請等が行えるのは、次のいずれかの方となります。

①　基準日現在で世帯主の方と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計をともにされていた方

②　給付対象者の法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）の方

③　民生委員、自治会長、給付対象者の方の親類その他平素から給付対象者ご本人の身の回りの世話をしている方で、村長が特に認める方

【申請方法について】

○　申請方法は、次の３種類です。

①　郵送申請方式：申請者（給付対象者又はその代理人をいいます。以下同じ。）が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

②　窓口申請方式：申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

③　窓口現金受領方式：申請者が申請書を村の窓口に提出し、村が当該窓口で現金により給付する方式

　　※　在留期間が平成21年３月１８日から９月１８日までの間に満了する方は、上記②又は③の申請方式により申請を行ってください。

○　申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

1. 郵送申請方式 ：３月１８日
2. 窓口申請方式 ：３月１８日
3. 窓口現金受領方式 ：３月１８日

申請期限 ：９月１８日（①の場合は消印有効）

【窓口申請方式の申請方法】

○　記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、村の窓口に提出してください。

○　申請書を提出される際は、次の書類を添付してください（申請書の裏に貼り付けて提出いただくようお願いします。）。

・　申請者の方の外国人登録証明書の写し（申請者が日本人の場合は、公的身分証明書（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、健康保険証等）の写し）

・　振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※　受取口座が「水道料、税等の引落又は払込みに現に使用している口座であって、申請・受給者の名義である場合」は、通帳又はキャッシュカードの写しを添付する必要はありません。

○　受取口座に「ゆうちょ銀行」を指定する場合は、申請書の「ゆうちょ銀行」の欄にご記入ください。この場合、「記号（５けた）－番号（８けた以内）」の記入となります。現在、ゆうちょ銀行が新しくお知らせしている「支店番号（３けた）－口座番号（７けた）」ではありませんので、ご了承ください。

○　長期間使用していない口座の場合、金融機関の側で口座を閉鎖している可能性があり、振込ができないことがありますので、できる限り平素から使用されている口座をご利用ください。

○　海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【窓口現金受領方式の申請方法】

○　記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、村の窓口に提出してください。

○　窓口での現金での給付は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による給付が困難な方が対象となります。

○　窓口での現金の給付は、４月１５日からと、振込による給付より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。

【村からの問合せについて】

○　申請において不明な点があった場合、村から問合せを行うことがありますが、**ＡＴＭ（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、給付のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。**

**もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに村の窓口又は警察にご連絡ください。**

【その他】

○　申請期限までに申請が行われなかった場合、定額給付金の受給を辞退したものとみなします。

○　申請書の不備による振込不能等が原因で、給付ができなかった場合、村が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

○　偽りその他不正の手段により定額給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた定額給付金の返還を求めるものとします。

○　定額給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。

○　ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合せください。

国頭村役場総務課

電話：０９８０－４１－２１０１